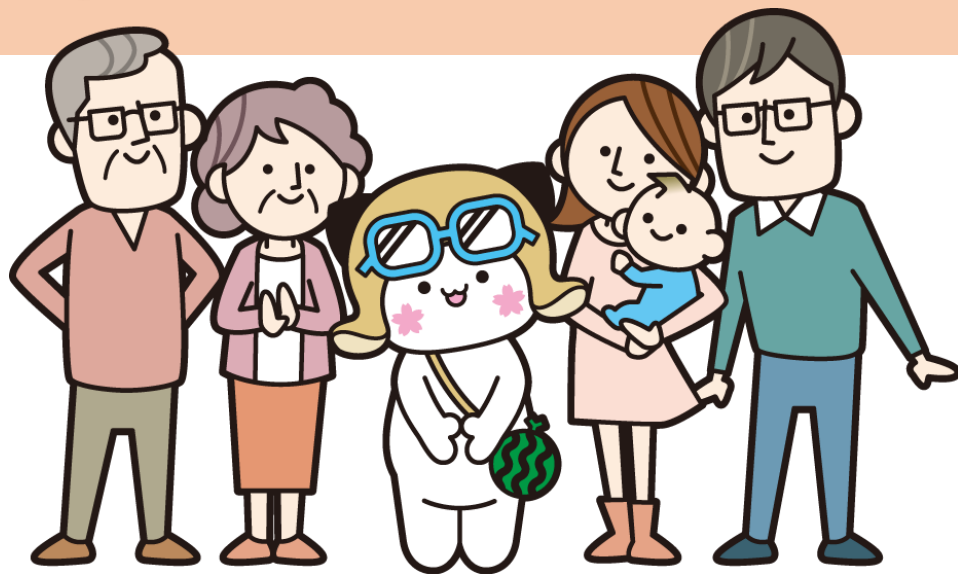


行政区に (自治会・町内会)

加入しましょう

- 阿見町に **転入** された方へ
- 町内で **転居** された方へ



行政区(自治会・町内会)は、快適で住みよいまちづくりのため、地域にお住まいの皆さんで運営している組織です。

地域生活での困りごとや心配ごとの解決、また災害などの不測の事態に対応する際にも、町民の皆さんの身近なよりどころとなる大切な組織です。

ぜひ行政区に加入しましょう。

あなたの行政区は

区長さんのお名前

区長さんの電話番号

です。

裏面もご覧ください

行政区の活動の例 ※行政区によって活動内容は異なります

回覧板

防犯や防災
の活動

災害時の助け合い

ゴミ集積所の
設置や管理

ごみ拾いや草刈り



よくあるご質問

Q 行政区に入らないとゴミ集積所を使えないのですか？

A ゴミ集積所は、行政区で設置・管理しています。(アパートやマンションを除く)
ご利用の方は、各行政区の区長に必ず承諾を得てください。

Q 加入するメリットは何ですか？

A 「回覧板が来るので自分で調べなくても情報が得られる」「活動を通して知り合いが増える」
「街灯の設置など町への要望がしやすくなる」といった声をいただいています。

Q 区費はいくらですか？

A 区費の金額は行政区によって異なります。
防犯や防災の活動、ゴミ集積所の設置や管理、公会堂の
維持管理など、行政区の活動に使われます。



←町HPで情報を掲載しています

<https://www.town.ami.lg.jp/0000000432.html>

この資料の問い合わせは、阿見町区長会事務局(阿見町役場町民活動課)
☎029-888-1111(内線272)